

(財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所 マンスリートピック (2012 年 5 月)

【自治体関連の法案も多数明らかに ～ クイーンズ・スピーチで政府法案が発表に】

2012 年 5 月 9 日、国会の新たな審議期間 (session) が始まった。これに合わせ、ロンドン・ウェストミンスター国会議事堂で同日、今回の審議期間中に政府が国会に提出する予定である法案の概要を女王が読み上げる伝統儀式「クイーンズ・スピーチ」が行われた。

今回始まったのは、現在の国会会期 (term) 中で 2 期目の審議期間である¹。従来、国会の審議期間の開始時期は毎年 11 月であったが、今回から 5 月に移動した。その理由は、保守党と自由民主党の連立政権である現政権が、新法の制定により、国会の会期を原則的に 5 年で固定し、総選挙は 5 年ごとに 5 月に実施する旨を規定したためである。新法制定以前は、国会の会期は「最長で 5 年」と法令で定められており、前回総選挙から 5 年以内であれば、いつでも首相の決定によって国会を解散し、総選挙を実施することが可能であった。しかし、新法で、総選挙は今後、原則的に 5 月に実施されることが定められたため、国会の審議期間の開始時期も、これに合わせて 5 月に移動されたのである²。同法の成立によって、現在の国会の会期は、2015 年 5 月に終了することになった。

「クイーンズ・スピーチ」で女王が読む演説原稿は、首相に代わって内閣府の官僚が執筆しており、女王は上院の玉座からそれを読み上げる。なお、君主が男性 (国王) である場合は、この儀式は「キングス・スピーチ」ではなく、「キングス・スピーチ」と呼ばれる。「クイーンズ・スピーチ」の儀式が最初に行われたのは、ビクトリア女王の治世下の 1854 年であるが、国会の開会宣言は既に 16 世紀から君主が行っていた。

今回の「クイーンズ・スピーチ」では、15 の法案と、4 つの法案の草案 (draft bill) の概要が発表された。それらのうち、自治体、都市行政等に関連するものは以下の通りである。

¹ 国会の会期 (term) は、総選挙から次の総選挙までの間の期間。一回の会期は、数回 (後述する新法の規定に従って、今後は 5 回) の審議期間に分けられる。

² この新法とは、2011 年 9 月に成立した「2011 年国会会期固定法 (Fixed-term Parliaments Act 2011)」である。本文で述べたように、同法は、国会の会期を原則的に 5 年で固定すると規定しているが、同時に、下院議員の 3 分の 2 以上が賛成した場合などは、前回選挙から 5 年に達していなくても総選挙を実施することができると定めている。なお、同法制定以前も、英国の総選挙は春 (4～6 月) に行われることが多かったが、これは単に、この時期の総選挙実施が慣習となっていたためである。これまでは、春に総選挙が実施されると、前年の 11 月に国会の新たな国会の審議期間が始まっていたにもかかわらず、選挙後に再び新しい審議期間 (政権が変わった場合は新しい会期) が開始されていた。

法案名	
法案の主な内容	法案が立法化された場合の適用地域
児童・家族法案(Children and Families Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・親が子供の監護能力に欠けるなどの理由で、子供を親から引き離し、養親を探すことが望ましいと思われるケースで、自治体が、子供の保護を目的とする命令の発令を裁判所に申し立てた場合、裁判所が発令の可否を判断する期限を、申し立てから 6 カ月以内とする³。 ・自治体による養子縁組の斡旋業務において、子供と同じ人種の養親を探すことよりも、より迅速に養親を探すことを優先するよう、同制度に関する教育省 (Department for Education、DfE) 発行のガイダンスを改訂する⁴。 ・特別な教育的ニーズ (special educational needs、SEN)⁵を有する子供の教育に関する選択肢を拡大する。 ・子供の母親と父親が、育児休暇の権利を交換することを許可する。これによって、母親と父親が育児の責任を共有することを奨励する。 	<p>全ての条項はイングランドに適用される。ただし、育児休暇に関するものなどを含む一部の条項は、スコットランドとウェールズにも適用される。養子縁組制度に関する条項については、中央政府が今後、適用地域をウェールズにも拡大する可能性についてウェールズ政府と協議する意向である。</p>
犯罪・法廷法案(Crime and Courts Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・組織犯罪対策、国境警備、サイバー犯罪 (インターネット犯罪) 対策をその役割とする新組織として、「国家犯罪対策エージェンシー (National Crime Agency、NCA)」を設置する。同様の機能を持つ既存の組織である「組織的的重大犯罪対策エージェンシー (Serious Organised Crime Agency、SOCA)」は廃止される。 	<p>一部の例外を除く全ての条項が英国全土に適用される。</p>

³ 現在は、裁判所がこうした命令の発令の可否を判断することに関して期限は設けられていない。

⁴ エスニック・マイノリティの子供などが、迅速に養親を見つけることを可能にするための措置。

⁵ 「特別な教育的ニーズ (special educational needs、SEN)」とは、学習障害または同年齢の他の子供に比べて学習がより困難になるその他の障害を持つ子供を意味するのに使われる法律上の用語である。

選挙登録・事務法案 (Electoral Registration and Administration Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人単位の有権者登録制度を導入する⁶。 ・有権者登録の方法を簡素化する。 	主にイングランド、スコットランド、ウェールズに適用される。一部の条項は北アイルランドにも適用される。
年金法案 (Pensions Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の支給開始年齢の 67 歳への引き上げを、これまでの計画より早めて、2026～2028 年に実施する。 ・高齢化社会の進展に合わせ、国民年金制度を簡素化すると共に、持続可能性の向上を図る。 	イングランド、スコットランド、ウェールズに適用される。
公的部門年金法案 (Public Sector Pensions Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・2011 年 3 月に発表された公的部門職員の年金制度の改革に関する政府委託の調査の最終報告書で示された提案を導入する⁷。 ・報告書の提案に従って、公的部門職員への年金支給額の計算方法を、これまで使われていた退職前の最後の給与と勤続年数を基に計算する方法から、公的部門で勤務した全ての年の給与を基に計算する方法である「生涯賃金再評価方式 (Career Average Revalued Earnings、CARE)」に切り替える。 ・同様に報告書の提案に従って、警察官、消防士など一部の職種を除く公的部門職員への年金支給開始年齢を、国民年金の支給開始年齢と同一にする。 	英国全体に適用される。

⁶ 現在、北アイルランド以外の英国の地域では、有権者登録は、個人単位ではなく、世帯単位で行われている。

⁷ この調査を手掛けたのは、前労働党政権で労働・年金相を務めたジョン・ハットン現上院議員である。

高齢者ケア・支援法案草案(Draft Care and Support Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・イングランドにおける高齢者ケア制度の改革を目指す施策を導入する。 ・「パーソナル・バジェット」⁸の利用対象者を全ての高齢者ケアサービス受給者に拡大することを含め、政府の高齢者支援策について規定する。 ・近く保健省が発表する高齢者ケアサービスに関する白書の内容に沿って、高齢者ケア制度の法的枠組みを新たに構築する。 ・イングランドの国民医療制度(NHS)の職員の教育・訓練に関して、計画、調整、予算配分、監督などの機能を担う新組織として「イングランド医療サービス職員教育局(Health Education England、HEE)」を設置する。さらに、医学研究の監督・規制機関として「健康調査局(Health Research Authority)」を新設する。両機関とも、「非省庁公的機関(Non-Departmental Public Body、NDPB)」として設置される⁹。 ・ロンドンの住民の健康状態の改善、健康格差の解消などを目的とするロンドン市長、ロンドン自治体連合(London Councils)¹⁰、NHS のパートナーシップである「ロンドン健康向上委員会(London Health Improvement Board)」を設置する。 	<p>イングランドのみに適用される。</p>

⁸ イングランドの高齢者ケア制度では、「パーソナル・バジェット」と呼ばれる仕組みが導入されている。これは、高齢者ケアサービスの提供に要する費用を、サービス受給者に直接支給し、その用途を受給者本人または介護者に決定させるという方法である。

⁹ 「非省庁公的機関」とは、政府から独立した立場で、行政サービスの執行、特定の政策分野に関する政府への助言などを行う機関である。日本の独立行政法人にあたる。行政サービスの提供を担う公的組織には、このほかに、「執行エージェンシー(executive agencies)」と呼ばれる機関もあるが、「非省庁公的機関」が「執行エージェンシー」と異なる点は、政府から独立した立場で業務を行うことである。

¹⁰ 「ロンドン自治体連合」は、ロンドンの自治体の代表組織である。

地域公的機関監査法案草案 (Draft Local Audit Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・イングランドの自治体とその他の公的機関の外部監査に責任を有する独立機関である「監査委員会 (Audit Commission)」を廃止し、それら組織の外部監査の新たな仕組みを導入する。 ・イングランドの自治体及びその他の公的機関に対し、民間の監査法人に外部監査を委託することを許可する。 ・自治体とその他の公的機関の外部監査において監査すべき範囲を定め、監査人向けのガイダンスを作成するという従来の「監査委員会」の役割を、「会計監査院 (National Audit Office、NAO)」¹¹に移行する。 	イングランドのみに適用される。
水道法案草案 (Draft Water Bill)	
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての民間企業または公的機関（一般世帯は除く）に対し、上下水道サービスの供給会社を変更することを許可する（現行法下では、民間企業または公的機関が上下水道サービスの供給会社を変更するには、一つの建物での水道使用量が、イングランドでは年間 500 万リットル、ウェールズでは同 5000 万リットルを超えていなければならない）。 ・河川や帯水層¹²からの取水の管理等に関する現行制度を改革し、環境保護を図る。 	イングランドとウェールズに適用される。ただし、一部の条項はスコットランドにも適用される。

なお、2012 年 4 月に終了した前回の審議期間中に国会に提出されながら成立に至らなかった「地方財政法案 (Local Government Finance Bill)」は、今回開始された新たな審議期間に持ち越された。同法案には、●地方自治体がビジネスレイトの税収を自らの財源にできるようにする¹³ ●地方自治体の新たな資金調達方法として「増加税収財源措置 (Tax Increment Financing、TIF)」¹⁴を導入するなどの案が盛り込まれている。また、低所得者を対象とするカウンシル・タックスの支払助成制度である「カウンシル・タックス手当 (Council Tax Benefit)」の制度を改革し、同手当の支給対象者、支給額の決定権を中央政府から自治体へ移行するなどの案も含まれている。

¹¹ 「会計監査院」は、国の省庁の監査業務を行う機関である。

¹² 砂岩・礫岩 (れきがん) などから成り、水を通しやすい地層を「透水層」と呼び、透水層の地下水を含んだ部分を「帯水層」と呼ぶ。

¹³ 「ビジネスレイト」とは、事業用資産に対して、その評価額に応じて課される租税である。現行制度では、「ビジネスレイト」の徴収は地方自治体が行うが、税収は国庫に一旦プールされ、補助金の一部として中央政府から自治体に配分されている。

¹⁴ 「増加税収財源措置」とは、米国の自治体で幅広く利用されている地域開発等のプロジェクトのための資金調達の仕組みであり、開発後に見込まれる固定資産税や事業税等の税収増を担保に債権を発行し、資金を集めるという方法である。